

新潟市まちづくりパートナーシップ事業補助金交付要綱

令和5年4月1日制定

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 補助事業の決定手続等（第3条—第9条）
- 第3章 補助事業の評価（第10条・第11条）
- 第4章 補助金の交付手続等（第12条—第28条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市の課題（テーマ）に対して、民間企業を含め多様な主体から広く創意と工夫を活かした柔軟な発想による事業提案を募集し、課題解決に寄与する取組を支援するとともに、自主運営で持続的に地域の振興に貢献する、次代の地域づくりの担い手を発掘することを目的として、提案された事業に交付する新潟市まちづくりパートナーシップ事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）課題（テーマ） 市長が多様な主体から事業提案を募集するために公表する課題やテーマなどをいう。
- （2）提案者 市長が課題（テーマ）を公表し、事業提案を募集したものに対して、応募した者をいう。
- （3）提案事業 市長が公表した課題（テーマ）を解決することを目的として、提案者が応募した事業をいう。

第2章 補助事業の決定手続等

（提案者の要件）

第3条 補助金の交付申請を行うことができる提案者は、次の各号に全て該当する団体とする。

- （1）事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できると市長が認める者
- （2）提案した事業を実施するにあたり、社会通念上、問題なく実施できる範囲内に団体の活動拠点が存在していること。
- （3）新潟市に納付すべき市税が賦課されている団体は、それら全ての市税が完納していること。
- （4）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主た

る目的とする団体でないこと。

- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (7) 公序良俗に反する行為又は関係法令に違反していないと市長が認める者
- (8) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (9) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (10) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員でないこと。
 - (11) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - (12) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - (13) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと。
 - (14) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（提案事業の要件）

第 4 条 補助金交付の対象となる提案事業は、おおむね次のような事業とする。

- (1) 課題（テーマ）に対して、公益的、社会貢献的な事業内容で、具体的な効果や成果が期待できる事業
 - (2) 市民満足度が高まることが期待できる事業
 - (3) 先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取組である事業
 - (4) 事業計画に実現性があり、事業にかかる予算の見積り等が適正である事業
 - (5) 短期間に解決しない事業内容の場合、補助金の交付が終了した年度以降も、引き続き自主運営・自主財源で継続的に事業を実施し続けることが可能であると見込まれる事業
 - (6) 本市又は地域住民等と協働で実施することにより相乗効果が高まることが期待できる事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは対象外とする。
- (1) 当該事業の主たる効果が市外で生じるもの

- (2) 当該事業の主たる効果が新潟県全域及びそれを超える広域で生じるもの
- (3) 公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの
- (4) 政治、宗教又は選挙活動を目的とするもの
- (5) 事業の実施を伴わない調査や研究を目的とするもの
- (6) 事業の実施を伴わない会議体の運営を目的とするもの
- (7) 事業と直接関係しない団体の運営を目的とするもの
- (8) 参加した地域住民の交流や親睦的なことのみを目的とし、公益性、社会貢献性が認められないもの
- (9) 施設等の建設又は整備することのみを目的とし、前項に該当しないもの
- (10) 提案事業の実施を他の者に委託する場合、委託料が事業全体に掛かる経費の50%を超えるもの

(提案事業の応募)

第5条 事業を提案し応募しようとする団体は、別に指定された期日までに、事業提案書（別記様式第1号）を提出し、次に掲げる書類及び当該団体の代表者の誓約書（別記様式第2号）を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 団体の概要に関する調書
- (2) 団体の定款、規則、会則等
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 前年度の活動報告書及び収支計算書
- (6) その他事業に関する資料

(審査委員会)

第6条 市長は、提案事業の審査及び評価を行うため、課題（テーマ）を設定した区又は部に新潟市まちづくりパートナーシップ事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の組織、運営等については、別に定める。

(審査委員会による審査)

第7条 審査委員会は、第5条の規定により提出された提案事業について、書類による1次審査を行い、次の事項について、市長に報告するものとする。

- (1) 1次審査の審査結果
- (2) 1次審査を通過する提案事業について2次審査の実施の有無
- (3) 2次審査について、公開又は非公開によるプレゼンテーションの実施の有無

2 市長は、前項の報告に基づき、2次審査の実施について決定するとともに、1次審査の結果及び2次審査の実施について、審査結果通知書（別記様式第3号）により当該提案者に通知するものとする。

3 審査委員会は、前項の規定により決定された2次審査を実施し、その結果を市

長に報告するものとする。

(補助金交付の対象となる事業の決定等)

第8条 市長は、前条に規定する審査委員会の報告に基づき、提案事業が補助金交付の対象に決定したときは、その旨及び理由を記載した補助金交付対象事業決定通知書（別記様式第4号）を当該提案者に通知するものとする。決定しないときも同様とする。

- 2 市長は前項の規定により通知する際に、提案事業に意見を付すことができる。
- 3 市長は、補助金交付の対象の決定をしたときは、その旨及び当該提案事業の名称等を公表するものとする。

(地位の承継)

第9条 提案者が当該補助金の交付の指定に係る提案事業を譲渡した場合、当該提案事業の譲受人は、市長の承認を得て、当該提案者の地位を承継することができる。

- 2 提案者について合併又は分割（それぞれ補助金の交付の指定に係る提案事業を承継させるものに限る。以下同じ。）があった場合は、合併後存続する団体、合併により設立された団体又は分割により当該事業を承継した団体は、市長の承認を得て、当該提案者の地位を承継することができる。
- 3 前2項の規定により提案者の地位を承継しようとする団体は、あらかじめ事業承継承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ地位の承継について決定し、事業承継決定通知書（別記様式第6号）により当該提案者に通知するものとする。

第3章 補助事業の評価

(中間ヒアリング)

第10条 市長は、第8条の規定による決定後、提案事業の進捗状況を把握するために必要と認める場合、中間ヒアリングを実施することができる。

- 2 中間ヒアリングを実施する場合、第12条に規定する補助事業者は、事業実施状況報告書（別記様式第7号）に提案事業の実施状況等について記載した資料を添えて、別に指定した期日までに市長に提出するものとする。
- 3 審査委員会は、市長から求められた場合に、前項の規定により提出された報告書を基にして、当該提案事業の進捗状況の確認及び事業実施に当たっての助言を行うことができるものとする。

(提案事業の評価)

第11条 市長は、第21条に規定する実績報告及び第7条に規定する審査委員会の審査報告、前条に規定する助言等をもとに、当該提案事業について評価する。

第4章 補助金の交付手続等

(補助事業者及び補助対象期間)

第12条 市長は、第8条の規定により決定した提案者（以下「補助事業者」という。）から第16条に規定する補助金の交付申請を受けた場合に限り、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、第2年度目以降の補助金の交付は、前条に規定する評価に基づき、決定するものとする。

2 補助金交付の期間は、原則として3年度以内とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

(補助対象経費等)

第13条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び対象外となる経費は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付が複数年度にわたるときは、年度ごとに補助対象経費を合算する。この場合において、年度ごとの合計額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を当該年度の補助対象経費とする。

(補助金の額)

第14条 各年度の補助金の額は、補助対象経費のうち、200万円を限度とする。ただし、補助金の交付が複数年度にわたる場合、各年度の補助金を合算した額は、300万円を限度とする。

(交付条件)

第15条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 関係法令等を遵守し、諸手続を遅延なく履行すること。
- (2) 申請内容及び金額の変更（第19条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に開始できない場合又は事業の遂行が困難となつた場合は、速やかに市長に報告し、市長の指示を受けること。
- (5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておくこと。
- (6) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付されること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産は、市長の承認を受けることなく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしないこと。

(8) 補助事業に係る収入及び支出は他の経理と区分し、明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。

(交付申請)

第16条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（別記様式第8号）及び添付書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第17条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ補助金の交付について決定し、補助金決定通知書（別記様式第9号）を補助事業者に送付するものとする。

2 市長は前項の規定により決定した提案事業に対して、第15条に定める条件のほか、補助金交付に係る必要な条件を付すことができる。

(変更の承認申請)

第18条 第15条第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ事業変更承認申請書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する承認申請があった場合は、その内容を審査し、決定した内容を、事業変更決定通知書（別記様式第11号）を補助事業者に送付するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第19条 第15条第2号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する場合とする。

(1) 補助金額の変更で、補助金交付決定額から10パーセントを超えない減額の変更であること。

(2) 別表に定める補助対象経費における額の変更で、その額が変更前の金額から10パーセントを超えない額であること。

(事業が予定期間内に開始しない場合等の報告)

第20条 第15条第4号の規定により市長に報告しようとする場合には、あらかじめ事業遅延申出書（別記様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申出があった場合は、その内容を審査し、遅延事業指示書（別記様式第13号）を補助事業者に送付し、指示するものとする。

(実績報告)

第21条 補助事業者は、第17条に規定する交付決定を受けた補助事業完了後、1ヶ月以内又は当該補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第14号）及び添付書類を市長に提出しなければな

らない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認める場合には、隨時、補助事業の経過の報告を求めることができる。

(補助金の額の確定及び通知)

第22条 市長は、前条第1項に規定する実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、これを補助金確定通知書（別記様式第15号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第23条 補助金の支払は、新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の規定に基づき、概算払ができるものとする。

- 2 申請者が前項の概算払により補助金の支払を受ける場合は、あらかじめ概算払申請書（別記様式第16号）を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第24条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合
- (2) 補助金を交付決定された内容以外の用途に使用した場合
- (3) 補助金を交付決定された内容の事業を遂行しなかった場合
- (4) 補助期間内に事業の中止又は廃止をした場合
- (5) その他関係法令、規則及びこの要綱の規定に違反した場合

- 2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は第1項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書（別記様式第17号）を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第25条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（別記様式第18号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第26条 規則第20条に規定するその他市長が指定する財産は、補助事業により

取得した価格が 1 点 1 0 0 , 0 0 0 円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の備品とする。

- 2 規則第 20 条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間は、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「省令第 15 号」という。）を勘案し、3 年とする。ただし、省令第 15 号において 2 年以下となっているものについては、省令第 15 号の定めに応じた期間とする。
- 3 第 15 条第 7 号の規定は、補助事業者が、あらかじめ市長の承認を受けた日又は補助事業が完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して、前項で規定する当該財産の耐用年数を経過した日のいずれか早い日を経過したときは適用しない。
- 4 第 15 条第 7 号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ取得財産の財産処分承認申請書（別記様式第 19 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ取得財産の処分について決定し、財産処分決定通知書（別記様式第 20 号）により補助事業者に通知するものとする。

（調査等）

第 27 条 市長は、補助金の額の確定があった後においても、第 24 条第 1 項各号に該当するおそれがあると認めるときは、規則第 21 条に基づき、必要な調査等を行うことができる。ただし、前条第 1 項に規定する財産については、前条第 2 項に規定する期間に限り、必要な調査等を行うことができる。

（情報公開）

第 28 条 提案事業の応募、補助金の申請、補助金の交付、中間ヒアリング、実績報告及び提案事業の評価に関する書類は、新潟市情報公開条例（昭和 61 年新潟市条例第 43 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、法令等で公開できないとされているもの以外については、一般の閲覧に供するものとし、概要等を公表するものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第13条関係）

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・人件費（事業実施に直接必要な人件費）・報償費・委託料（※1）・旅費・備品購入費、消耗品費・印刷製本費・郵便料等・保険料・使用料、賃借料・工事請負費・その他市長が必要と認める経費
補助対象外経費 又は 補助対象経費から 控除される経費	<ul style="list-style-type: none">・事業の実施を伴わない、会議体のみの運営費・直接的に事業と関係しない、団体の運営に関する経費（※2）・建物の賃貸借における敷金及び礼金・建築工事等の手続等に要する費用・新潟市が団体に賦課する税金・国、県、新潟市、又は他の地方公共団体から交付さる他の制度の補助金が充当される経費と同一種の経費・その他市長が補助対象として不適当と認める経費

※1：委託料が事業全体に掛かる経費の50%を超える内容の場合、提案事業は採択されません。

※2：人件費、事務所費、光熱水費など、本事業に係る部分と明確に区分できない場合は、それらの経費全額が補助対象外となります。